

重要事項説明書

【(介護予防)居宅介護支援事業】

利用者： _____ 様

事業者： あけぼの居宅介護支援事業所

(介護予防)居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和6年10月1日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (0826) 72-8122 (月～土曜日 8:30～17:30)

担当 介護支援専門員 _____

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. (介護予防)居宅介護支援事業所の概要

(1) (介護予防)居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	あけぼの居宅介護支援事業所
所在地	広島県山県郡北広島町壬生 915 番地 4
事業所の指定番号	3473500712
サービスを提供する 実施地域	山県郡北広島町 安芸高田市美土里町 ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制
6名以上(常勤換算)

(3) 営業時間
月～土曜日 8:30～17:30
(日曜日・祝祭日・5月最終土曜日・8月14日～16日・12月29日～1月3日は休業)

(4) 24時間相談受付体制
緊急時の相談対応窓口 介護老人保健施設あけぼの (0826) 72-2500

3. 事業運営方針

(1) 可能な限り利用者の居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。また、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

(2) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される(介護予防)指定居宅サービス等が特例の種類又は特定の(介護予防)居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。また事業の運営に当たり市町、地域包括支援センター、他の(介護予防)指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

4. 利用料金

(1) 利用料(ケアプラン作成料)

要介護 1・2	10,860 円/月
要介護 3・4・5	14,110 円/月
要支援 1・2	4,720 円/月

加算項目

- ・初回加算 3,000 円/月
- ・特定事業所加算 (Ⅱ) 4,210 円/月
- ・通院時情報連携加算 500 円/月
- ・退院・退所加算
カンファレンス参加無 1 回目 4,500 円
" 2 回目 6,000 円
カンファレンス参加有 1 回目 6,000 円
" 2 回目 7,500 円
" 3 回目 9,000 円
- ・特定事業所医療介護連携加算 1,250 円/月
- ・ターミナルケアマネジメント加算 4,000 円/月
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000 円/回
- ・特別地域居宅介護支援加算 15%相当
- ・入院時情報連携加算 (Ⅰ) 2,500 円/月
- ・入院時情報連携加算 (Ⅱ) 2,000 円/月
- ※入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関にお伝え下さい
- ・同一建物減算 所定単位数の 95%を算定
- ・特別地域介護予防支援加算 15%相当

※要介護(支援)認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、(介護予防)支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき要介護度に応じての利用料のお支払いと引き換えにサービス利用票と領収書を発行します。

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う、(介護予防)指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収いたします。ただし、自動車を使用した場合は路程 1 キロメートルあたり 30 円 (税抜) を実費として徴収いたします。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

5. 秘密保持について

事業所は、利用者の個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」(厚生労働省)を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

個人情報(あなたの秘密・家族の秘密)は何よりも優先して保護いたします。

何事もあなたの同意なしに他人に知られることは決してありません。

サービスを提供するにあたってのサービス担当者会議や他(介護予防)居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研究会等で個人情報を使用する場合は、事前に了解を得るとともに、個人情報の提供は最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者にもれることのないよう注意を払います。また、個人情報を使用する場合は、会議名や参加者名、内容等を記録し、要請があれば開示できるように保管いたしております。

6. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等利用者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとする。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

担当者：管理者 田中 美江
住所 〒731-1515 北広島町壬生 915 番地 4
電話 0826-72-8122

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることもできます。

広島県国民健康保険団体連合会

住所 〒730-8503 広島市中区東白島町 19 番 49 号国保会館 介護保険課
電話 082-554-0770 (直通) 082-554-0783

(各市町村)

保険者：北広島町
住所 〒731-1595 北広島町有田 1234 番地
北広島町役場
福祉課 介護保険係 ・ 北広島町地域包括支援センター
電話 0826-72-7352

保険者：安芸高田市

住所 〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地
保険医療課介護保険係
電話 0826-42-5618

8. 当法人の概要

法人種別・名称	株式会社 益水
所在地・電話	〒731-1515 広島県山県郡北広島町壬生 433 番地 4 電話 0826-72-2500
代表取締役	砂田智子
事業内容	(介護予防)居宅介護支援事業、訪問介護事業、配食サービス

9. 実習の受入れについて

当事業所では、介護支援専門員の実務研修における実習の受入れを積極的に行っています。実習生との訪問は、利用者又はご家族に承諾をいただいたうえで行います。実習生も従業者と同様に個人情報の取扱いを適正に行うものとします。

(付属別紙1)

要介護(支援)認定前に(介護予防)居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護(支援)認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する(介護予防)居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護(支援)認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な(介護予防)居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な(介護予防)居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。
- ・ 指定介護老人福祉施設等に入所する場合に必要な調査票を記載し、入所判定及び入所申込者の必要な情報を提供します。

2. 要介護(支援)認定後の契約の継続について

- ・ 要介護(支援)認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙1に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護(支援)認定の結果、自立(非該当)となった場合の利用料について

要介護(支援)認定等の結果、自立(非該当)となった場合は、利用料をいただきません。

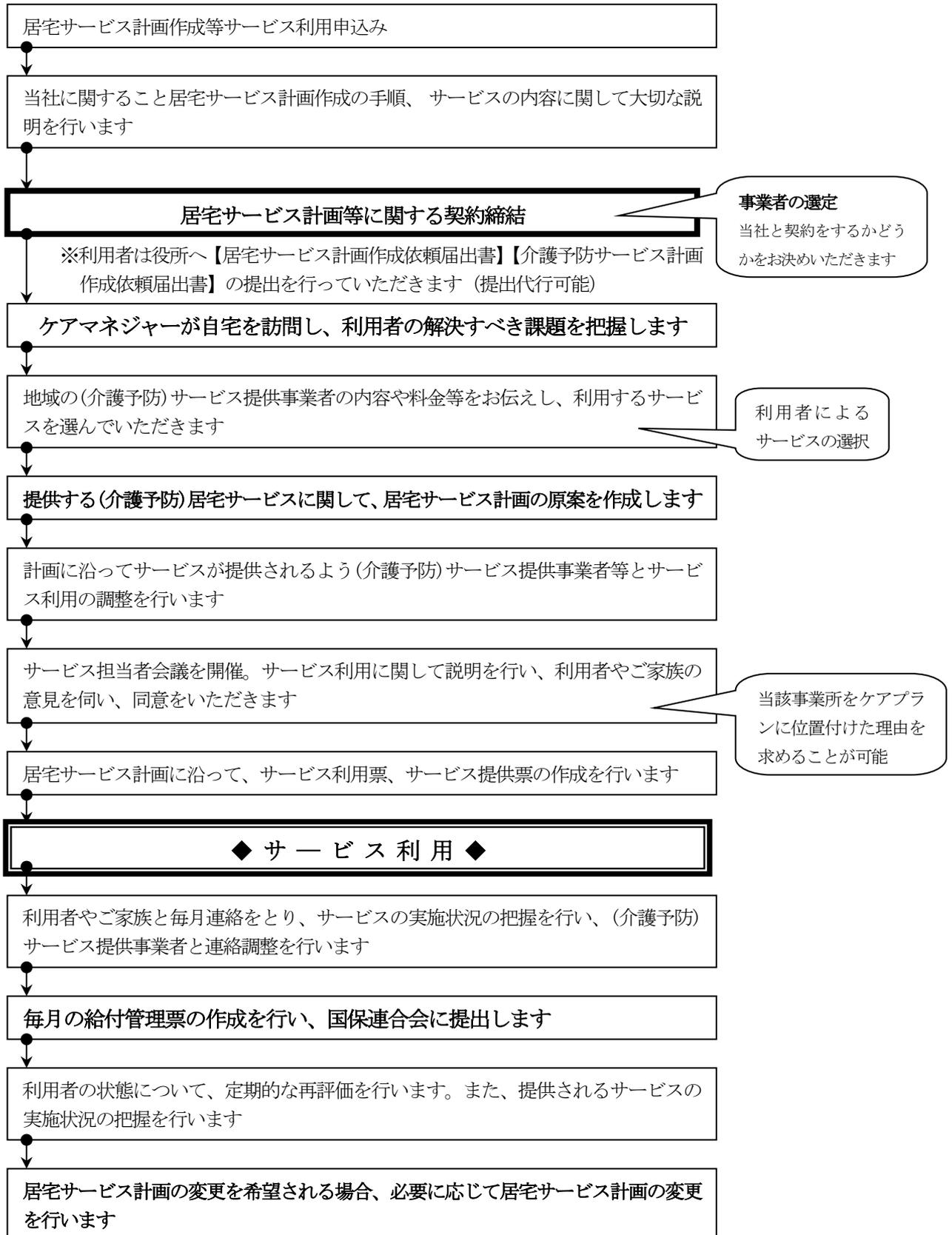
4. 注意事項

要介護(支援)認定の結果が不明な場合、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護(支援)認定の結果、自立(非該当)となった場合には、認定前に提供された(介護予防)居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護(支援)認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



(付属別紙3)

サービス提供中に利用者の容態に変化等があった場合は、かかりつけ医師に連絡する等必要な措置を講じる他、緊急連絡先のご家族の方に速やかに連絡いたします。

第1連絡先	氏名		続柄	
	住所			
	電話番号			

第2連絡先	氏名		続柄	
	住所			
	電話番号			

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲で「あけぼの居宅介護支援事業者」が使用することに同意します。

1. 使用する目的

- ① 利用者及びその家族のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合
- ② 地域との連携を図るために民生児童委員との連絡
- ③ 事故発生時における行政機関等への報告等に使用する場合
- ④ 法定研修等の実習生の受入れに使用する場合
- ⑤ モニタリングをテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行う場合

2. 使用する会議

サービス担当者会議（許可する・許可しない）

民生児童委員からのサービス計画の照会への対応（許可する・許可しない）

3. 条件

- ① 個人情報の提供は最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者にもれることのないよう注意を払うこと
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと

別紙2

あけぼの居宅介護支援事業所

前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

(期間：令和6年3月1日～令和6年8月31日)

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 24%

通所介護 25%

地域密着通所介護 1%

福祉用具貸与 67%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

サービス	1位	2位	3位
訪問介護	あけぼの 83%	いぶき 8%	北広島町社協 3%
通所介護	正寿園 90%	ゆりかご荘 9%	
地域密着型 通所介護	きららの里 48%	やすらぎ 44%	芸北デｲｰビス 8%
福祉用具貸与	エコール 52%	深川医療器 43%	ユアエイト 3%

令和 年 月 日

当事業者は、重要事項説明書及び別紙1・別紙2に基づいて、(介護予防)居宅介護支援事業所のサービス内容及び重要事項を説明し交付しました。

事業者 所在地 広島県山県郡北広島町壬生 915 番地 4
名称 あけぼの居宅介護支援事業所
法人及び 株式会社 益水
代表者名 砂田 智子

説明者 印

私は、重要事項説明書及び別紙1・別紙2に基づいて、(介護予防)居宅介護支援事業所のサービス内容及び重要事項の説明と交付を受け同意します。

利用者 氏名 印

(代理人) 氏名 印

家族代表 氏名 印